

基礎講座

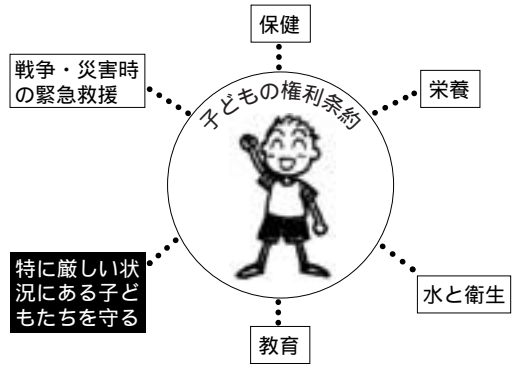
UNICEF

「子どもなら利用しやすい」という考え方のために、多くの子どもたちが子ども時代を奪われています。

今回は、特に厳しい状況にある子どもたちを守るための活動について、予防と保護の両面からご紹介したいと思います。

特に厳しい状況にある

第5回 子どもたちを守る



労働を強いられる子どもたち

2億5000万人
(5~14歳)

教育の質を高める労働を強いられている2億5000万人の子どものうち約半数は、学校へ行けずに一日中働いています。子どもが学校へ通える環境を整えれば児童労働は減ります。そのためには、家族が子どもに受けさせたいと思うような教育、子ども自身が受けたいと思うような良質の教育の提供が必要です。



そこでユニセフは、生活の役に立つことが学べる授業づくりの支援、家事や仕事と両立できるカリキュラムづくりの支援、教員のトレーニング、教科書や教材の提供など、教育の質を高めるための活動を行っています。

法の整備

子どもに関する法の基本となるのは「子どもの権利条約」です。191の国と地域が締約しているこの条約の第4条では「条約に記された子どもの権利の実現のために、国はあらゆる適切な立法措置を講ずること」と記されています。第32条では教育の妨げとなったり、子どもの発達に有害な労働から子どもを守る

ことを規定しており、第28条では初等教育の義務化、無償化を国の義務としています。

ユニセフは「子どもの権利条約」に基づいて、各国政府に子どもに関する国内法の整備を促しています。たとえば、ネパール、パキスタン、フィリピンなどいくつかの国が最低就業年齢を決め、チュニジアでは6~16歳児の教育を義務化し、子どもを就学させない親に対する罰則規定が設けられました。香港では、社会福祉給付の導入と労働省による定期的な監察によって児童労働をほぼ完全になくしました。

雇用者に理解を求める

バングラデシュでは、衣料製造輸出業者組合と交渉し、衣料品業界で働く1万人以上の子どもたちを解雇して教育を受けられるようにし、子どもの代わりに家族の中の成人に雇用の機会を与える合意が成立しました。

インドやネパールでは、不法な児童労働によらずに生産されたカーペットに子どもの笑顔を配した「ラグマーク」をつける運動が広がっています。カーペット業界も「ラグマーク」を付けた方が購買者の理解を得られメリットがあるとみなすようになってきました。



ラグマーク

人権と安全が十分に確保されるよう警察や司法当局の研修を行っています。

予防、保護、社会復帰の支援

子どもたちの多くは騙されて性産業に送られています。ユニセフは、地域、親、子どもたちに対して現実の恐ろしさを伝え、うまい儲け話にはのらないようにと予防教育を行っています。

被害を受けた子どもたちに対しては、保護施設をつくり、心の傷を癒す心理療法、カウンセラーの養成、社会復帰のための職業訓練、基礎教育などの支援を行っています。しかし、心身共に受けた深い傷を癒すのは容易なことではありません。

世論の喚起

子どもを性的搾取から守るためには、法の整備だけではなくおとなの意識改革が必要です。ユニセフは各国政府、NGO、報道機関などと協力してこの問題を広く訴え世論喚起につとめています。

日本では

1996年にスウェーデン政府、エクパット、ユニセフが共催した「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」で日本は、買春者送

ストリートチルドレン

推定1億人以上

仕事やよりよい暮らしを求めて多くの人びとが「都市へ行けば豊かになれるだろう」と考えて、農村から都市へやってきます。しかし、生産手段を持たず教育も十分に受けていないまま都市へ来て職に就くことは困難です。親の収入だけでは子どもを養えなくなると、子どもたちが路上で働くこととなります。



くらしやすい農村づくり

農村をくらしやすくして都市への人口流入を抑えることがストリートチルドレン増加の予防につながります。ユニセフは、保健、栄養、教育、水と衛生など基礎社会サービスの支援を通して農村の生活改善を進める他、教育を通して都市の現実を伝えることも行っています。また、途上国の政府予算の約80%が都市部のサービスにあてられているため、農村部での地域振興や地産産業の育成に予算をあてるよう政府や行政に働きかけています。

子どもの保護、親の職業訓練

すでに路上で生活している子どもたちには、保護施設をつくって食事や医療、安心して眠れる場所を提供したり、夜間の識字教室を開いたり、貧しさから抜け出せるように職業訓練を行っています。

親に対しては職業訓練や少額融資を行い、親が仕事に就いたり商売を始めたりできるように支援をしています。

り出し国、子どもポルノ製造・発信国として国際的な批判を受けました。

そこで日本ユニセフ協会は、日本政府、NGOと連携して子ども買春根絶ポスターを製作・配布し啓発活動を行う他、「子ども買春、子どもポルノ」根絶のための特別立法の成立を目指して国会議員への働きかけや署名活動を進めてきました。そしてようやく本法案が今次国会に提出される運びとなりました。

みなさまがこのT・NET通信をご覧になる頃にはこの法案が成立していることを願っています。



子ども買春根絶ポスター

性産業に利用される子どもたち

アジアだけで
100万人以上

加害者を処罰できるようにする

「貧しい子どもたちに施しをしているのだ」「子どもにも責任がある」…。これらは買春する側の典型的な言い分、犯罪意識が希薄です。

「子どもの権利条約」第34条では、締約国に「あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から子どもを守ること」を求めており、各国で加害者を処罰する法の整備が進んでいます。

子どもの人権に配慮

子どもたちは犯罪組織に脅迫されていたり不法に働かされている場合が多いため、犯罪組織から解放されても、その後の報復や警察の取り調べを恐れている場合があります。そこでユニセフは、政府やさまざまな機関と協力して、捜査や法の執行にあたっては子どもの

